

いじめの防止等のための 基本的な方針



(令和3年12月1日改訂)
南アルプス市立甲西中学校

甲西中学校いじめ防止基本計画「教師と生徒の対話の重視」

○ いじめの定義（判断基準）「いじめ防止対策推進法」（H25/9/28 施行）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。特に、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で起こっている場合もあるため、背景にある事情や児童生徒の感じる被害性を十分調査をする中で、いじめに該当するか否かを判断する。

また、内容によっては、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえたうえで、早期に警察等外部機関と連携した対応を取るものとする。

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重要な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、および他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を講ずるものとする。

【いじめの禁止】

生徒は、学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

【学校および教職員の責務】

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止、早期発見・早期解決、再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を感じ取るための観察力や情報収集力を養い、その兆候を決して見逃さないものとする。

II いじめ防止対策のための対策の基本となる事項

1 基本方針（学校におけるいじめの防止）

- (1) 全教育活動を通して「私たちは、いじめを絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめ 0」等のスローガンを掲げ、生徒、教職員、保護者、地域住民、関係機関が一体となって、全力で弱いものいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさない環境づくりに組織的に取り組むこととする。〔いじめが起きにくい環境づくり〕
- (2) 学級、学年、部活動等の望ましい集団活動の充実と生徒一人一人の自己有用感や自己存在感の涵養に努めるものとする。〔教育的予防と治療的予防の使い分け〕

(3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、他を思いやるコミュニケーション能力の向上めざし、道徳教育および体験活動等の充実を図るものとする。また、いじめ防止に取り組む生徒会活動への支援を実施することとする。〔絆・居場所づくりの充実〕

(4) いじめ防止対策については、「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」等を基本に対策を講じるとともに、学校外における生徒の生活の把握、特にインターネットやライン等による書き込み行為は、把握が困難であり、広域化、複雑化、長期化が懸念されるため、十分な対策を講じるものとする。

さらに、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災等により避難している生徒、及び感染症等に係り学校として特に配慮が必要な生徒については、当該生徒の家庭環境や特性を踏まえた適切な指導を行うものとする。〔いじめ防止に向けた可能な限りの対策〕

Ⅲ いじめに対する基本的な対策

1 組織に関すること

(1) いじめ防止等の対策のための組織「生徒指導部会」、「拡大生徒指導部会」を設置するものとする。

(2) いじめの防止等を実効的に行うため、各部会を段階的に組織し、いじめの早期発見・早期対応及び解決に向け、対応の円滑化を図る。

□生徒指導部会〔生徒指導主事、各学年生徒指導担当、教頭、養護教諭、スクールサポーター、(SC)〕を常会として毎週1回開催し、情報交換や情報提供を行う。

■拡大生徒指導部会〔運営委員(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任)、特別支援コーディネーター、養護教諭〕を、調査および相談結果をもとに開催し、重要な事案についての精査を図る。なお、重要な案件と判断される事案、また緊急性の高い事案が認められた場合は、上記に加え PTA 正副会長、学校評議員、SC および該当学級担任等を臨時的に招集するものとする。

(3) <活動機能>

- ・いじめに防止に関する必要な確認事項、生徒への啓発的な取り組み内容の検討等。
- ・調査および相談結果を基にした早期発見・早期対応に関する分析等
- ・いじめの事案に対する対応等。
- ・「いじめ防止基本方針」の必要に応じた見直しの検討等。

2 いじめの調査および相談等

(1) いじめを早期に発見するために、定期的および時期的な調査を実施する。

- ・生徒対象いじめのアンケート調査は、6月、11月、2月の年3回実施、時期的調査は、校外学習明けの4月～5月、学園祭明けの9月中旬の2回、で学校または必要に応じて学年・学級単位で行うものとする。(調査＝自己点検の機会)

(2) 生徒および保護者がいじめに係わる相談ができるように次のとおり相談体制の整備を行うこととする。

- ・三者懇談7月、12月の年2回(情報交換及び保護者との連携)
- ・「生徒相談週間」担任の計画による二者懇談6月末、11月末、2月の3回(対話による情報収集)
- ・スクールカウンセラーおよび市カウンセラーの活用、状況に応じてスクールソーシャル

ワーカーとの相談調整を行うものとする。（専門家による相談へ…）

3 いじめに関する措置

- (1) いじめに係わる調査からの事案もしくは相談を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応し、速やかに事実確認を行うものとする。〔正確、偏りのない事実調査、全体像の把握、管理職への報告〕
- (2) いじめの事実が確認された場合は、該当生徒および保護者へのいじめ行為の禁止、再発防止の指導と保護者への助言を継続的に行う。また、いじめを受けた生徒および保護者への支援を講じるものとする。〔指導の明確化、分担、教職員の共通理解〕
- (3) 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習する措置を講ずるものとする。（いじめを行った生徒に関し、必要な場合は別室学習をすることもできることとする。）〔被害者への心情理解、原因把握、加害者の反省〕
- (4) いじめの関係者の間に行き違いや争い等が生じないよう、いじめの事案に係わる情報や事実を関係保護者と共有するための必要な措置を講じ、再発を防止するものとする。〔被害者と加害者の融和、正確な経過観察、再発防止、双方への継続的支援〕
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会および所轄警察等と連携して行うこととする。〔日々の連携があって緊急時の連携がある。まず、相談…〕
- (6) いじめが「解消している」かの判断は、少なくとも次の2つの要件を満たしている中で、被害・加害児童生徒の変容を総合的とらえて行うものとする。
 - ア 少なくとも3か月以上、いじめに係る行為が止んでいること
 - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことまた、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることから、日常的に注意深く観察していくものとする。〔いじめの解消〕

4 いじめの防止等の校内研修

- (1) いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施することとする。
- (2) 日常の取り組みおよび緊急時の取り組み等、多角的にいじめの防止等に関する職員の意識および資質向上を図るものとする。
- (3) いじめ・不登校対応必携＜20.3 県教委＞、生徒指導提要＜23.3 文部科学省＞生徒指導リーフ＜国立教育対策研究所＞等、いじめに関する資料等を活用し、多角的に本校の実態に即した取組や研修を行うものとする。

5 インターネットおよびライン等を通じた書き込みのいじめに対する対策

- (1) 生徒および保護者が、発信された情報内容の特徴を把握し、該当者への指導にあたるとともに、必要に応じ関係機関の協力を得る。また、インターネットおよびライン等の書き込み等の陰湿な特性を踏まえ、ネット社会の功罪等、防犯教室や生徒会活動における啓発活動を行うこと、PTA総会、授業参観等における保護者への啓発活動を行うこととする。
- (2) 発生時には、市教育委員会、警察、サーバー管理会社、保護者、関係機関との連携を密にし、現状の回復に努力することとする。

6 重大事案への対処（関係機関との日々の連携および緊急時の連携）

- (1) 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応し、次の処置を行うものとする。
- ・重大な事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - ・市教育委員会との協議の上、警察、精神科医など、専門的な知識や経験を有する者を含めた当該事案に対処する緊急組織を設置する。
 - ・当該事案に対処する緊急組織を中心に事実関係を明確にする調査を実施する。
 - ・調査結果については、いじめを受けた生徒および保護者に対し、事実関係およびその必要な情報を適切に提供する。

7 学校評価における留意事項

- (1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する処置を適切に行うため次の項目を学校評価に加え、適正に自校の取組を評価する。
- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
 - ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- (例)「いじめ防止等、他を思いやり、心身の健康や安全に心がけていると思いますか。(いじめを起こさない環境づくりは充実していますか。)」

8 教職員評価における留意事項

- (1) 常に生徒指導の中心にいじめの防止・対策を位置付け、管理職の指導および助言を受けつつ、生徒指導の充実に努める。また、その取組を自己評価することとする。
- ・自己評価の中にいじめに関する項目を必ず入れる。
 - ・具体的な目標と評価項目を入れる。

9 いじめ防止に係る年間計画

月	会議・研修等	防止対策の機会	早期発見に係る取組み等
4	(拡大生徒指導部会)	入学式 学級開き	家庭訪問
5	職員会議 (情報交換)	生徒総会(自治) PTA 総会(啓発) 地域ふれあい道徳(自己有用感)	QU の実施の結果と分析 校外学習後調査
6	拡大生徒指導部会	防犯教室(情報リテラシー) 生活委員会取組(自治)	第1回いじめの調査 1学期生徒相談週間 (聞き取り)
7	職員会議 (情報交換)	学習相談週間	三者懇談 前期学校評価
8	夏季校内研究会(研修)	学級・学年単位の学習相談	夏休みの生活調査(夏休み明け)
9	(拡大生徒指導部会)	学園祭 生活委員会取組(自治)	学園祭後調査 QU の実施の結果と分析
10	職員会議(情報交換)	生活委員会取組(自治)	
11	職員会議(情報交換) 拡大生徒指導部会	人権教室 学習相談週間	第2回いじめの調査(中間調査) 2学期生徒相談週間 (聞き取り)
12	職員会議(情報交換)	生徒会選挙・生徒総会(自治)	三者懇談 後期学校評価

1	(拡大生徒指導部会)	生活委員会取組(自治)	
2	職員会議(情報交換) 拡大生徒指導部会	学年懇談会 学習相談週間	第3回いじめの調査 3学期生徒相談週間(聞き取り)
3	職員会議(まとめ)	卒業式	1年間の反省(各学年)

※拡大生徒指導部会は、調査および相談結果をもとに開催する。[臨時的]

上記のほか、週1回の生徒指導部会において、細かな情報交換と対応を検討する。[定期的]

いじめ・不登校防止のための研究会計画について

月	研究会等	研究内容
4	4月定例職員会議	- 今年度研究会の進め方、いじめ対策研究計画の提案 - 第1回いじめ定期委員会の方向性の発表
5	第1回校内研	- Q Uの実施と分析を踏まえたいじめ未然防止のための学級経営計画案の研究と発表 - 生徒総会、PTA総会への啓発活動 - 校外学習後の調査の分析と対策の研究
6	6月定例職員会議	- 第1回いじめ調査の分析と研究 - 第2回定期委員会(第1回調査の分析と対応) - 防犯教室(携帯電話の正しい使用)を有効に活用する研究 - 生活委員会(他者を思いやる心)の啓発活動の研究
7	第4回校内研	- 生徒相談週間および三者懇談のまとめと個々への対応の研究と実践 - 長期休業中の友達との関わりについて(抑止作用) - 生徒指導リーフ等の活用による未然防止の対策の学習
8	8月定例職員会議 第5回校内研	- 成果と課題発表 - 第2学期に向けて、学園祭等の行事を通じた人間関係づくりの具体的取り組みの情報交換 - 学年および学級の「取組」の準備
9	9月定例職員会議	- 学園祭を通じた学級づくりの実践 - 学園祭の反省を生かした第2学期の生活目標の確認 - Q Uの実施と分析を踏まえたいじめ未然防止のための具体的取り組みの検討と研究
10	10月定例職員会議 道徳授業参観	- 中巨摩新人戦への取り組みの反省 - 第3回定期委員会(学園祭後調査の分析と対応) - 地域ふれあい道徳(自己有用感)を通じた学習
11	11月定例職員会議	- 生徒相談週間および三者懇談のまとめと個々への対応 - 人権教室の実施と人権教育の研究
12	12月定例職員会議	- 生徒会選挙・生徒総会(自治)を通じたいじめ防止の研究 - 学習相談週間を通して個々への相談活動の研究 - 長期休業中の友達との関わりについて(抑止作用)
1	1月定例職員会議	- 生活委員会の取組(自治) - 第4回定期委員会(冬休み明け調査の分析と対応)
2	2月定例職員会議	- 学年懇談会や学習相談週間の情報と課題解決のための研究 - 生徒相談週間のまとめと個々への対応の研究
3	3月定例職員会議	- 卒業式後の在校生お人間関係の把握と次年度への方向性の確認 - 研究のまとめと成果の発表

令和4年度 家庭訪問実施について

- 1 目的 生徒の家庭環境を把握するとともに、保護者から学校及び教師への要望を聞いたりするなかで、教師の生徒理解や保護者との人間関係を深め、保護者の学校への信頼感や協力体制を育て、教育効果を高めるようにする。
- 2 訪問方法 1年生は、全家庭を訪問する事を基本とする。2年生も実施するが、前年度と同じ担任の家庭は、希望があった場合のみとする。また、兄弟姉妹のいる家庭は、同一日になるような配慮を行う。
- 3 訪問日時 4月14日(木)・15日(金):大井・五明地区
地区 4月18日(月)・19日(火):落合・南湖地区
13時30分～16時45分
- 4 訪問時間 一家庭 15分間以内
- 5 訪問の例 ①訪問のあいさつをする。〔礼儀〕
②子どもの長所や活躍を挙げる。〔担任の生徒理解の一步〕
③「こうしてほしい」などの学校や担任への要望や意見を聞く。〔要望や意見の聴取〕
④親の子どもへの願い、生徒の願いを聞く。〔願いの把握〕
⑤生徒の家庭での様子や友人関係について聞く。〔家庭環境、しつけ、家庭生活の把握〕
⑥あいさつをして訪問を終わる。
- 6 配慮事項 ①他の生徒のプライバシーに係わる話はしない。
②前担任についての指導等に係わる批判的内容に同調しない。
③即答できないことは、後日答えるようにする。
④訪問時刻に遅れない。
※要望・問題などは学年主任がまとめて教頭に報告する。
※新型コロナウイルス感染防止対策の為、以下の点を厳守して実施する。
○訪問時刻・懇談時間の順守 ○マスク着用による懇談
○訪問前後における手指の消毒

令和4年度 三者懇談実施について

- 1 目的 (1) 生徒を交え学校での生活や学習の様子について保護者に伝えたり、家庭での様子を聞くなかで、学校と家庭が共に生徒の理解を深める。

- (2) 生徒の家庭での基本的な生活習慣や家庭学習の様子を聞き、望ましい習慣が身に付くように助言し、学校と家庭との連携を密にする。
- (3) 長期休業前に実施することにより、長期休業中の取組が個人の課題に応じた計画性のあるものにし、各学期後半の生活をより充実させる。(学びの継続)
- (4) 保護者とのコミュニケーションを密にすることで学校教育への理解を深め、教育効果を高めるようにする。

2 内 容

- (1) 日常生活の様子と生徒相談週間（二者懇談）の記録。
- (2) 1学期及び2学期の中間評価「学習の記録」「通信表」
- (3) その他

3 方 法

生徒相談週間の後に位置づけ、長期休業前（夏・冬）に実施する。

- (1) 実施日（予定）※3年生の進路相談はこの限りではない。

第1回三者懇談

令和4年 7月19日（火）～ 7月21日（木）

午後1時15分～4時45分

第2回三者懇談

令和4年12月19日（月）～12月21日（水）

午後1時15分～4時45分

- (2) 懇談場所 各教室 （待合室…各階ホール）
- (3) 懇談時間 15分間

4 その他

- (1) 懇談日時を通知し、都合の悪い場合は担任が相談に応じて懇談日時を確定する。
- (2) 実施後、実施内容を記録用紙に記入し、必要事項を報告する。
- (3) 職員による共通理解が必要な事柄については、後日、運営委員会、職員会議、いじめに関する情報は「いじめ対策委員会」にて対応する。

令和4年度 生徒懇談週間実施について

1 目 的

- (1) 日頃、十分に接している子どもたちではあるが、あらためて1対1で話をする機会をつくることにより、個としての生徒理解を深める。(設定がむずかしい場合は、アンケートや個人ノート等で対応する。)
 - (2) 学校生活や家庭生活の中で生徒が話したいことを何でも自由に話せるような雰囲気をつくることにより、担任と生徒との人間関係を深める。
 - (3) 生徒の様子について把握したことを保護者との三者懇談や日ごろの生徒指導などの資料として活用し、学校と家庭が連携して、楽しく充実した学校生活の充実に努める。
- ※全生徒を対象にすることを原則とする。また、懇談内容で時間がかかる場合などは別日を設定し、懇談の充実を図る。

2 内 容

- (1) 学校生活

- ①学習面や生活面でがんばりたいこと、うれしいこと、嫌なこと、困っていることなど。
 - ②友達関係や上下関係など。
 - ③先生に対する願いや聞いてもらいたいことなど。
- (2) 家庭生活
- ①家庭学習について悩みや心配ごとなど。
 - ②保護者に対する願いや聞いてもらいたいことなど。

3 方 法

年3回（3年生は2回）実施する。三者懇談の前に位置づけ、資料としても生かす。生徒懇談週間として実施するが、生徒の様子が普段と違う時などはその都度実施する。

- (1) 実施日（案）
- 第1回生徒懇談 令和4年 7月 7日（木）～ 7月12日（火）
 - 第2回生徒懇談 令和4年12月 6日（火）～12月 9日（金）
 - 第3回生徒懇談 令和5年 3月 1日（水）～ 3月 6日（月）…1・2年対象
- (2) 懇談場所 各教室や相談室
- (3) 懇談時間帯 昼休み時間・放課後等
- (4) 留意すること
- ①和やかな雰囲気（カンセリングマインド）で実施する。（叱責や追及の場面はつくらない。）
 - ②生徒が何でも自由に話せるように心がける。友達のことや家族のことで内容によっては秘密を守ることを把握させ、安心して話せる機会にする。

4 事後指導

- (1) 問題を抱えている生徒については、改善されるように担任を中心に組織的に指導を行う。（担任への支援はもちろんのこと担任の指導が円滑に行えるよう、側面的な援助を行う。）
- (2) 問題の度合いによっては、電話、家庭訪問を行い早期対応・早期解決を図る。
- (3) 学級や学校全体で共通理解すべき事柄については、生徒指導部会や職員間で情報交換を前提にした話し合いをもつ必要がある。
- (4) 解決が長引くおそれや親の理解が得にくい場合には、すぐに校長（教頭）に報告および対策を相談する中で、速やかに取り組む必要がある。
- (5) いろいろな価値観をもつ保護者が増えてきていることから、個々の生徒と保護者に応じた適切な対応が求められる。学校は保護者との信頼関係を築くために努力を惜しまぬ行動を示す必要がある。

5 その他

- (1) 実施後、生徒相談資料（メモ）に記録する。
- (2) 最後に成果と課題等をまとめて、各会議等で指導を振り返る。